

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び  
事業計画変更の認可申請等の標準処理期間について

平成15年 2月28日 九運公福第83号  
一部改正 平成25年10月15日 九運公第41号  
一部改正 令和元年10月17日 九運公第58号

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等事案についての標準処理期間を下記のとおり定めたので公示する。

九州運輸局長 谷口克己

1. 標準処理期間

- (1) 一般貨物自動車運送事業の許可  
3～5ヶ月
- (2) 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業の許可  
4～6ヶ月
- (3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可  
(運輸支局長権限に係るもの) 1～3ヶ月  
(その他のもの) 1～4ヶ月
- (4) 特別積合せ貨物運送に係る事業計画変更の認可  
(大臣権限に係るもの) 2～4ヶ月  
(地方運輸局長権限に係るもの) 1～4ヶ月
- (5) 貨物自動車利用運送に係る事業計画変更の認可  
1～4ヶ月
- (6) 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可  
(大臣権限に係るもの) 2～3ヶ月  
(地方運輸局長権限に係るもの) 1～3ヶ月
- (7) 一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可  
(大臣権限に係るもの) 2～3ヶ月  
(地方運輸局長権限に係るもの) 1～3ヶ月
- (8) 一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可  
(大臣権限に係るもの) 2～3ヶ月  
(地方運輸局長権限に係るもの) 1～3ヶ月
- (9) 一般貨物自動車運送事業の運送約款の認可  
2ヶ月
- (10) 特定貨物自動車運送事業の許可  
2～4ヶ月

- (11) 特定貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可  
1～3ヶ月
- (12) 運輸支局長等から地方運輸局長への進達  
5～10日
- (13) 輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可  
2ヶ月

## 2. その他

標準処理期間は適法な申請を処理するために通常要すべき標準的な期間であると解釈されていることから、標準処理期間の算定には以下の期間は含まれないので留意されたい。

- ① 申請が不備のため当該申請の補正をするために要する期間
- ② 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要な期間 等

附 則 この公示は、平成15年4月1日以降九州運輸局管内各運輸支局において受け付ける申請について適用する。

なお、平成11年1月1日付けで公示した「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の標準処理期間について」は、平成15年3月31日限りで廃止する。

附 則 （平成25年10月15日 九運公第41号）

この公示は、平成25年10月15日以降九州運輸局管内各運輸支局において受け付ける申請について適用する。

附 則 （令和元年10月17日 九運公第58号）

この公示は、令和元年11月1日以降九州運輸局管内各運輸支局において受け付ける申請について適用する。